国海員第37号令和3年5月20日

交通政策審議会 会長 金本 良嗣 殿

国土交通大臣 赤 羽 一



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第55条第5項の規定に基づき、 下記事項について諮問する。

記

諮問第381号 船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
サンエイ・マリン株式会社	東京都台東区台東四丁目28番11号